福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、地域福祉及び在宅福祉等の向上を図るため、住民自治協議会が行う地域福祉活動に要する経費に対し予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２　この要綱において「地区」とは、第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。

（助成金の交付対象者）

第３　助成金の交付対象となる者は、各地区の住民自治協議会とする。

（助成金の対象事業）

第４　助成金の交付対象となる事業は、別表に掲げるものとする。

　（助成金の対象経費及び助成率）

第５　助成金の交付対象となる経費は、第４に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、懇親会等の会議費はこの対象としない。

２　助成率は、助成対象経費の10分の10以内とする。ただし、別表に掲げる金額を限度とする。

（交付の制限）

第６　この助成金は、この助成金以外の補助金等と重複して交付しない。

（助成金の申請等）

第７　助成金の申請書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　前項に規定する申請書類の提出期限及び提出方法は、長野市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という。）が別に定める。

（助成事業の内容の変更等）

第８　助成金の内容を変更又は中止しようとするときは、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金変更・中止申請書（様式第２号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第９　助成事業の実績報告書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金実績報告書（様式第３号、様式第３号の２、様式第３号の３及び様式第３号の４）によるものとする。

２　前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の３月10日のいずれか早い日とする。

（助成金の交付請求）

第10　助成金の交付請求書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付請求書（様式第４号）によるものとする。

　（助成金の概算払い交付請求）

第11　助成金の概算払いの交付請求書は、福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金概算払い交付請求書（様式第５号）によるものとする。

（補則）

第12　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、第４の改正規定は、平成24年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、第４及び第11の改正規定は、平成29年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、第４の改正規定は、令和２年４月１日から適用する。

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 助成額 |
| 限度額 | 備考（※１） |
| (1)福祉のまちづくり啓発事業 | 30,000円 |  |
| (2)地域福祉懇談会事業 | 3,000円 | 行政連絡区を単位に助成（※２） |
| (3)介護者支援事業 | 24,000円 |  |
| (4)福祉推進員活動事業 | 30,000円 |  |
| (5)男性の地域デビュー促進事業 | 30,000円 | 1回につき　5,000円（６回限度） |
| (6)きぼうの旅事業 | 47,500円 | ※３ |
| (7)サロン事業 | 24,000円 | 実施グループを単位に助成（※２） |
| 1回につき2,000円（12回限度） |
| (8)福祉自動車運行事業 | 300,000円 | 共同実施地区は1地区として算定する。 |
| (9)子育て・子育ち支援事業 | 50,000円 |  |
| (10)地区独自課題対応事業 | 90,000円 | １事業につき30,000円（３事業限度） |

※１　助成額の備考欄に限度回数等の記載のない事業は、１回を限度とする。

※２　助成は、地域福祉懇談会事業及びサロン事業を除き地区を単位とする。

※３　共同募金配分金事業対象分については25,000円を上限とし、長野市障害者レクリエーション活動等支援事業補助金対象分については参加者一人あたり1,500円の15人分（22,500円）を上限とする。なお、参加者とは手帳を保有する障害者とその介助者をいう。